社会福祉法人に対する一般監査実施に係る法人分類要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要領第2条第1項第1号1)アに定める社会福祉法人(以下「法人」という。)に対して定期的に行う一般監査の実施周期に応じた分類に関し必要な事項を定めるものとする。

(法人の分類)

第2条 一般監査の実施回数を決定するため、本県が所管する法人を別表に掲げる要件及び評価基準に基づき、I区分、II区分、II区分及びIV区分の4区分に分類するものとする。

(分類の方法等)

- 第3条 Ⅲ区分及びIV区分の法人については、社会福祉法第59条に基づく届 出書類及び第6条に定める届出書並びに当該添付書類の内容を確認し、毎年 6月末日までに決定するものとする。
- 2 I 区分及びⅡ区分の法人は、直近の指導監査の結果及び監査報告並びに現 況報告書の内容を確認し、毎年4月末日までに決定するものとする。

(分類の変更)

第4条 Ⅱ区分法人、Ⅲ区分法人及びⅣ区分法人がその要件を満たさなくなったときは、区分を変更するものとする。

(監査周期)

- 第5条 法人に対して実施する一般監査の周期は、第3条第1項及び第2項 で決定した分類に基づき次により実施するものとする。
 - (1) I区分法人は、1年に1回以上
 - (2) Ⅱ区分法人は、3年に1回
 - (3) Ⅲ区分法人は、4年に1回
 - (4) IV区分法人は、5年に1回

(Ⅲ, IV区分法人に対する一般監査の周期に関する取扱い)

第6条 前条第3号及び第4号に規定する監査周期の適用を希望する法人の理事長は、必要書類を添えて実地監査予定年度の4月から6月末までの間に島根県健康福祉部長あて届け出るものとし、その取扱いについては別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年7月9日から施行し、平成20年度一般監 査から適用する。
- 2 平成20年度における法人分類の決定は、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらずA区分法人については、平成20年8月末日までに、また、B区分法人及びC区分法人については、平成20年

7月末日までに行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度一般監査から適用する。

附 則

この要領は、平成29年5月25日から施行し、平成29年度一般監査から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月21日から施行し、令和2年度一般監査から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月18日から施行し、令和2年度一般監査から適用する。

(別 表)							
区分	要	件		評	価	基	準
I	Ⅱ~Ⅳ区分以	外の法人					
П	評価基準の①のア、イのいずれも満たしただし、ただし、ただし、ただし、たがしている法人のいずれかに該当立後、2年が経過していな法人(2)前年度に対けに対した法人(2)前年は大いな時別監査を実施した対して対した法人(3)前題を有するととでは、3)前題を経営するとは、4)指導監査をといるがといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると		①法人運営、事業の状況 ア 法人本部の運営について、社会福祉法及び関係法令・通知(法人に係るものに限る。)に照らし大きな問題が認められないこと。 イ 当該法人が経営する社会福祉事業、公益事業、収益事業について、施設基準・運営費や報酬の請求等に大きな問題が認められないこと。				
Ш	人 Ⅱ区分に属すって、IV区分に属すって、IV区分において、 IV区分において	該当しない 苦情解決の に行わ(2) たしてだい た。ただおい は はた は で で で で で で で で で で で で で で で で	その結果の質の向	ナート につい 上に外	ごス第3いても25いる施記	三評価 公表を いるこ 改が I :	事業を受審し、 テいサービス と。 SO9001

(2) 評価基準の②のイに 取り組んでいる法人

Ⅱ区分に属する法人であ って、IV区分に該当しない 法人であり、専門家による 財務会計に関する内部統制 の向上に対する支援又は財 務会計に関する事務処理体 制の向上に対する支援を受 けた法人で、③の書類が提 出された法人。ただし、前 回の法人指導監査において 文書指摘を受けた法人は除

③書類

専門家が左記の支援を踏まえて作成す る書類として次に定めるもの

- ・別添1「財務会計に関する内部統制の向 上に対する支援業務実施報告書し
- ・別添2「財務会計に関する事務処理体制 の向上に対する支援業務実施報告書し

Ⅱ区分に属する法人であ って、かつ、次の(1)に 該当し(2)又は(3)の いずれかを満たしていると 認められる法人。ただし、 前回の法人指導監査におい て文書指摘を受けた法人は

除く。

(1) 会計監査人による監 査等の支援を受け、会計監 **査人の作成する会計監査報** 告等が次の各号に掲げる場 合に該当する場合にあって は、所轄庁が毎年度法人 から提出される報告書類を 勘案の上、当該法人の財務 の状況の透明性及び適正性 並びに当該法人の経営組織 の整備及びその適切な運用 が確保されている法人

(2) 法第36条第2項及 び法第37条の規定に基づ き会計監査人を設置してい る法人で④のアの条件に該 当する法人

④会計監査報告

ア 法第45条の19第1項及び社会福 祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28 号。以下「規則」という。)第2条の30 の規定に基づき作成される会計監査報告 に「無限定適正意見」又は「除外事項を付 した限定付適正意見」(除外事項について 改善されたことが確認できる場合に限 る。) が記載された場合

イ 法第45条の19の規定による会計 監査人による監査に準ずる監査(会計監査 人を設置せずに、法人と公認会計士又は監 査法人との間で締結する契約に基づき行 われる監査であって、会計監査人による監 査と同等のものと考えられる監査。以下同 じ。) が実施され、当該監査の際に作成さ れた会計監査報告に、「無限定適正意見」 又は「除外事項を付した限定付適正意見」 (除外事項について改善されたことが確 認できる場合に限る。) が記載された場合

IV

(3)会計監査人を設置していない法人で、④のイの条件に該当する法人